

北海道告示第11406号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる中型まき網漁業(北海道沖合海域)について、制限措置を次のとおり定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木直道

制限措置							備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
中型まき網漁業(ほっけ)	道北海域	石狩市浜益区雄冬岬突端正西の線以北、稚内市宗谷岬と禰太西能登呂岬とを結ぶ線以西の日本海海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域	毎年、3月1日から6月30日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	総トン数5トン以上20トン未満	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	
同 上	道南海域	茅部郡砂埼突端正東の線、同埼突端から正東40海里の点より135度の線以南の太平洋海域及び久遠、島牧両郡界茂津多岬突端正西の線以南の日本海海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域	同 上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:6隻)	同 上	渡島総合振興局管内(八雲町熊石地区を除く。)に住所を有する者	